

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	ホンジュラス政府は「国家計画 2010-2022」において妊産婦死亡の減少を目標の一つとして掲げている。母子保健の状況は、地方農村部においてのニーズが高く、本事業の対象地であるエル・パライス県テウパセンティ市もその一つである。同市では、保健施設や機材の未整備、保健スタッフの能力不足、住民の知識の不足などの理由から、母子保健サービスが十分に行き届いていない状況にあることが確認されている。 こうした状況を改善するため、本事業では、同市の保健所の施設の改修および機材の整備、保健行政スタッフへの研修、妊婦・母親を対象にした保健教育を実施する。また、分娩施設や周産期ケアが行える女性クリニックの設置等、保健医療施設の改善に向けて、保健所と市役所の連携を強化する。これら一連の活動を通じ、対象地域の妊婦が健診や施設分娩などのサービスを適切かつタイムリーに受けられるよう取り組む。 The Government of Honduras has listed the reduction in maternal deaths as one of the goals in the “National Plan 2010-2022”. There exist acute needs in maternal and child health in rural areas including the municipality of Teupasenti, the target of this project. Maternal and child health services are not sufficiently delivered to the municipality due to inadequate health facilities and equipment, limited capacity of health staff, and lack of knowledge of residents. In order to improve this situation, the project will carry out renovation of a public health center, improvement of equipment, training for health staff, and health education for pregnant women and mothers. It will also strengthen collaboration between public health centers and the municipal government so that they will be able to plan to improve the health care facilities, such as an establishment of delivery facility or women’s clinic for perinatal care. Through these series of activities, the project will attempt to ensure that pregnant women in target areas receive services such as ante-natal care and facility delivery in a timely and appropriate manner.

(2) 事業の 必要性(背景)	(ア) 事業実施国における一般的な開発ニーズ 中米のホンジュラス共和国(以下ホ国)は、112,490 平方キロメートル(日本の約 3 分の 1 弱)の国土面積に人口 911 万人(世界銀行 2016 年)を有する。国連開発計画の人間開発指数が 185 か国中 130 位(2015 年)で、中南米・カリブ地域では、ハイチに次ぐ最貧困国となっている。国内の貧困率は 60.9%(国立統計研究所 2016 年)と高く、日本政府も貧困削減及び持続的成長のため、同国に対し保健医療、教育、防災・気候変動対策、地域開発などを重点分野として協力を行っている。 同国の保健医療の課題の中でも、特に支援ニーズが高い分野が母子保健である。妊婦死亡率は 129(対出生 10 万)と、中南米・カリブ海地域平均(68)の 2 倍近い水準にある(国連人口基金世界人口白書 2017)。ホ国政府は「国家ビジョン 2010-2038」の 4 大目標の一つに「社会的予防の統合システムにより、十分な教育と健康が行き届いた、極端な貧困がない国家の実現」を掲げており、その中の「国家計画 2010-2022」で、妊産婦の死亡率を 4 分の 3 減少させることを目標としている。しかし 2010 年の 155(対 10 万)から 2015 年の 129(世界保健機構)と、減少の割合は 17%に留まっている。 (イ) 申請事業内容、事業地選定の理由 【事業地選定の理由】 <u>エル・パライス県</u>の状況 同国東部に位置するエル・パライス県は 19 市からなり、その面積の 7 割以上を山間地域が占める。そして同県人口 47 万 3 千人のうち、8 割以上がコーヒー、トウモロコシ、豆などを生産する農家に属している。 ホ国内務司法(ガバナンス、地方分権)省は、9 項目(1. 人間開発指標、2. 都市化率、3. 電化率、4. 電話普及率、5. 浄水普及率、6. 市の自己資金源、7. 1 人当たりの所得、8. 市の貯蓄、9. 投資比率)の指標を採用して、全国 298 市を「A:能力の高い市」「B:能力が中間の市」「C:小規模で脆弱な市」「D:最小で脆弱な市」に分類しているが(2014 年)、エル・パライス県は全 19 市中 17 市(89%)が C と D に分類されており、社会経済的発展が遅れた地域であることが示されている。保健指標に関しては、山村部における妊産婦死亡率が、ホ国全体では 49%であるのに対し、エル・パライス県では 79%と、著しく高い数値となっている。また妊産婦の死亡時期は、コミュニティにおける出産中が 91%となっている¹。エル・パライス県で出産に対応できる施設は県総合病院(ダンリ市に所在)および母子保健センター(Clínica Materno Infantil、以下 CMI、ダンリ市、トロヘス市、エル・パライス市の 3 市に所在)に限られている。1 歳児未満死亡率が国平均 24/1,000 であるに対し、エル・パライス県は 26/1,000 で、18 県中下から 7 番目である。施設分娩率は国平均 82.7%に対して 70.9%であり、下から 4 番目となっている(ENDESA:Encuesta nacional de demografía y salud 2011-2012、県ごとの公式データとしてはこれが最新のものとなっている)。 <u>テウパセンティ市</u>の状況 テウパセンティ市は県北部の山間地域に位置し、面積 681.20 km²、人口 45,417 人(2017 年同市役所)、39 村を有する。人口は県内でも 3 番目の規模であるが、上述の市分類では「C」に分類されており、住民の生活環境の厳しさが窺える。母子保健分野に目を向けると、年間約 1,000 人の新規妊婦の登録、約 700 件の出産があるにも関わらず、市内に分娩施設がなく、出産の際には県の中心市であるダンリ市や首都のテグシガルパ市の病院まで移動しなければならない。 テウパセンティ市の妊婦の出産場所で半数以上を占めているのがダンリ市中心に位置
----------------------------	---

¹保健省データ(妊産婦死亡の発生場所<都市部、山村部>および死亡時期<妊娠中・出産中・産後・その他>)

	する県の総合病院「ガブリエラ・アルバラード病院（以下、ダンリ病院）」であるが、同病院まではテウパセンティ市の中心から約 45Km、村の妊婦たちの一般的な移動手段である公共バスで移動すると、平均 3 時間以上を要する²。出産場所の割合は、ダンリ病院 54%、自宅出産（伝統的産婆や家族の介助）31%、テグシガルバ市内の病院 8%、CMI1%、残りは私立のクリニックや不明となっているが、エル・パライス県全域から、ハイリスク妊婦の搬送の受け皿となっているダンリ病院の年間の出産件数は 6,000 件以上と、同病院の産科はパンク状態にある。 2017 年、エル・パライス県では 9 件の妊産婦死亡があったが、うち 7 件はコミュニティにおける自宅分娩に起因している。テウパセンティ市では、2013 年～2018 年の 6 年間で自宅分娩時の妊産婦死亡が 5 件とほぼ毎年発生しており、他市と比較しても多い³。これは自宅分娩率が、木国平均が 21%であるのに対し、テウパセンティ市は 31%と高い（保健所データ）ことが一因となっている。一方、県内でも CMI がある 3 市のコミュニティ分娩率は 1～6%となっていることから、居住している市に分娩施設が存在することが、施設分娩率の向上に寄与し、妊産婦死亡の減少にもつながっていると考え。妊婦健診についても、木国では妊娠中に 5 回の受診を推奨しているが⁴、テウパセンティ市では、産前健診に来る妊婦の平均受診回数は 3.8 回であり、これはエル・パライス県 19 市中 6 番目に低い数となっている。 【事業内容選定の理由】 ① <u>保健所の不十分な施設と機材</u> テウパセンティ市には CMI など、母子を対象とする専門の保健施設がないことから、山間部を含む地域で母子の健康増進に取り組んでいるのは、14 ケ所の保健所⁵である。しかし、各保健所は様々な課題を抱えており、特に同市中心部にあるテウパセンティ保健所は築後約 30 年を迎え、建物全体の老朽化が目立っている。アスベスト製の屋根は耐用年数を過ぎて破損が多く、これまでもプラスチック製の屋根を継ぎ合わせるなどの応急処置をしているが、雨漏りを防ぐには至っていない。破損した屋根から浸透してくる雨水で、保健所内は全ての部屋で湿気がひどく、天井や壁にはカビが目立ち不衛生である。また、妊婦健診を行うための施設と機材も不十分な状況であり、健診の質を高めるためには、既存の診察室の一つを妊婦健診用とし、また超音波診断装置を導入する必要がある。同保健所には現在使用可能な超音波診断装置がなく⁶、検査を受けるには、他市に出向かねばならず、その際の交通費や検査費用の負担が大きく、経済的な理由から断念する妊婦も多い。 ② <u>保健所、市役所、県保健事務所の連携の不足</u> テウパセンティ市は、妊娠数、出産数が多いにも関わらず、分娩や周産期ケアのできる施設を備えておらず、兼ねてより分娩施設の建設を検討してきたものの、新規施設への人員配置や建設予算の確保の問題から、実現しない状況にあった。これを実現するためには、保健所と市役所、エル・パライス県保健事務所が連携し、分娩施設や周産期ケ
--	--

² 自家用車なら約 1 時間半で移動できるが、所有している住民はごく僅かであり、一般的でない。

³ 同人口規模の 2015～2017 年の事故を除く妊産婦死亡はトロヘス市 1 件、エル・パライス 1 件)

⁴ 5 回の妊婦健診は、1 回目：妊娠 12 週以前、2 回目：妊娠 22～24 週、3 回目 27～29 週、4 回目：33～35 週、5 回目：38～40 週に受診することが推奨されており、そのうち 1, 3, 5 回目では超音波検査の受診が推奨されている。

⁵ 保健所は 3 つのカテゴリーに分けられる。テウパセンティ市には、医師、正看護師、検査技師がいる最も大きな規模の保健所 (CIS: Centro Integral de Salud) が 2 ケ所、基本的に准看護師 1 人が対応する保健所 (UAPS: Unidad de Atencion Primaria de Salud) が 6 ケ所、そして UAPS の下部に当たる保健所 (UCOS: Unidad Comunitaria de Salud) が 6 ケ所ある。

⁶ テウパセンティ保健所は携帯型超音波診断装置を 1 台所有しているが、故障と修理を繰り返しており、稼働日数が少ない。

	アが行える女性クリニックの設置等の施設改善計画の策定を行う必要があるが、現状では、これらの関係者が一堂に会して協議する機会がなく、上記課題が棚上げの状態になっている。 ③ <u>保健所スタッフの能力不足</u> 保健所で求められる母子保健サービスを適切に提供するためには、相応の知識と技術を有した保健所スタッフの存在が求められるが、当該地域ではスタッフを対象とした研修の開催が極めて限られており、能力向上の機会に恵まれていない。保健所を訪れる妊産婦に対して十分かつタイムリーなサービスを提供するためには、スタッフが知識や技術をアップデートし、常に適切な妊産婦健診や周産期ケアが行われるよう、研修などの機会が提供される必要がある。 ④ <u>妊産婦の知識の不足</u> サービスを利用する妊産婦の側にも、健診や出産についての知識が不足しているという課題がある。この要因として、7 割以上が小学校を卒業するとされるものの中学校へ通う子どもは半数程度であるなど、教育レベルが低いということの他に、リスクの高い妊娠や危険兆候、妊婦健診や施設分娩の重要性などについて知識を得る機会がほとんどないという現状がある。保健所では、そうした知識を得る場として、妊婦に対して保健教育を行う「妊婦クラブ」を核とする活動を実施することが求められているが、それを実現するための人材や教材等の不足から実施されていない。 このような背景から、テウパセンティ市において、上記の課題を解決するために本事業を申請するに至った。
	●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性 本事業は、17 の持続可能な開発目標(SDGs)のうち、特に以下の 2 つの目標に合致する。 【目標 3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 【3.1】 2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。 【3.2】 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5 歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、新生児及び 5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
	●外務省の国別開発協力方針との関連性 日本国外務省は、対ホンジュラス共和国事業展開計画(国別援助方針別紙)の中で基本方針の大目標を「地方活性化施策を中核とした持続的な社会経済開発」とし、「重点分野(中目標)1 地方開発」において、母子保健やリプロダクティブヘルスの地域格差を課題として挙げている。さらに、開発課題(小目標)の一つに保健医療システムの強化を掲げており、地方貧困層への裨益を念頭に、母子保健サービスへのアクセス向上に取り組む本事業は、日本国の対ホンジュラス国別開発協力方針と合致している。
	●「T I C A D VIにおける我が国取組」との関連性 該当なし
(3) 上位目標	対象市における母子保健が改善される
(4) プロジェクト目標	妊産婦を対象とした保健サービスの内容が改善(保健所の設備・体制の改善、行政との連携強化、保健所スタッフの能力向上、妊産婦の行動変容)される

(5) 活動内容	全体に係る活動 <u>0-1：保健所管轄村の保健状況に関するベースラインデータを取得する</u> テウパセンティ市の中心部および 39 村において、母子の健康状態、妊娠・出産・産後に関する情報、伝統的助産師や保健ボランティアの存在と活動などについてデータを取得する。 <u>0-2：ベースライン調査結果を保健所、市役所と共有する。</u> 0-1 で取得したベースライン調査結果を、活動 2-1 の会合などで保健所や市役所と共有し、対象地域の保健サービスの向上、そのための行動計画の立案、実施に活かす。 1. 保健所の設備および体制が改善される <u>1-1：テウパセンティ保健所の屋根・壁を改修する</u> 保健所の老朽化したアスベスト製の屋根をトタン製の屋根に交換する。その際、既存の壁にブロックを積み上げて天井を高くし、保健所内の通気性を改善する。改修工事の際、請負を行う建設会社のエンジニアが資材の管理や工事の技術指導、改修工程全体の監督を行う。 <u>1-2：保健所に妊婦健診専用の診察室を整備し、超音波診断装置を設置する</u> テウパセンティ保健所の既存の診察室 4 室のうち、1 室を妊婦健診専用の診察室に改修する。同時に、超音波診断装置、可動台、電流安定器を 1 台ずつ購入し、同診察室に配備する。 <u>1-3：妊婦健診で、超音波検査を実施する</u> 3-3 で超音波診断研修を修了した医師・看護師が、妊婦健診において超音波検査を実施する。検査の際には費用として 5 ドル程度を徴収する。最初の 1 年間はプローブに塗布するジェルや利用者の記録用紙を事業から提供するが、その後は、検査費用として徴収した資金を、ジェルなどの消耗品を含めた維持管理に充当する。なお、これまでの同県他地域における当団体の経験から、維持管理に必要な資金を確保でき、かつ利用者負担が可能な金額として、5 ドル程度のレベルが妥当であることが確認されている。 2. 保健所と市役所の連携が強化される <u>2-1：保健所スタッフ、市役所担当者が定期会合を実施する</u> 保健所および市役所担当者が月一度、母子保健向上のための会合を実施する。また四半期ごとに、エル・パライス県保健事務所からも会合への参加を得て、地域保健サービスの改善・維持について協議する。また、対象地域の保健状況に関するベースライン調査の結果を共有し、保健サービスの向上に活かす。 <u>2-2：保健所と市役所が協力し施設改善計画を策定する</u> 保健所、市役所、エル・パライス県保健事務所の協議を促し、分娩施設または周産期ケアが行える女性クリニック等、実現可能な施設改善計画の策定に向けた助言などの支援を行う。 <u>2-3：施設改善計画に基づいた図面・予算を作成する</u> 活動 2-2 で策定した施設改善計画に基づき、図面および予算の作成に向けて、助言などの支援を行う。なお、活動 2-2、2-3 が策定された場合、当該施設の建設を本事業 2 年目の活動として実施する予定である。
-----------------	--

3. 保健所スタッフの能力が向上する**3-1: 保健所スタッフ研修計画を策定する**

母子保健サービスを強化するため、同市の全保健所スタッフを対象とした研修計画を策定する。研修内容については、テウパセンティ保健所の医師・看護師と会合を持ち、強化が必要なテーマを協議し、ホ国保健省が策定した CONE (Cuidados Obstétricos y Neonatales/国家周産期・新生児ケア) (2015 年更新版) に沿った内容を策定する。

3-2: 保健所スタッフ研修を実施する

3-1 で策定された研修計画に基づき、保健所スタッフの医師・看護師合計 30 人 (テウパセンティ保健所スタッフ 14 人、その他保健所スタッフ 16 人) に対し全 4 日間 (2 日間×2 回) の研修を実施する。講師は、CONE のインストラクターの資格を有している本事業スタッフ (医師) が務める。研修前後に研修内容に関するテストを実施し、知識の向上度合いを測定する。

3-3: テウパセンティ保健所スタッフへ超音波診断研修を実施する

テウパセンティ保健所の医師・看護師 5 人に対し全 10 日間 (4 日×1 回、3 日×2 回) の超音波診断研修を実施する。外部より産婦人科の医師を講師として招き、妊婦の協力を得て、実際に超音波検査を実施しながら研修を実施する。(ホ国では妊婦健診時の検査は医療行為に該当しない。)

4. 安全な周産期に関する妊産婦の理解が深まる**4-1: 妊産婦に対し超音波検査の受診を推進する**

対象地域において超音波検査を周知し受診を促進するため、検査に関する情報やその重要性を説明したポスターを 200 部作成し、各保健所 (14 部)、市中心部 (20 部)、39 村 (各村 4、5 部) に掲示する。また、同様にパンフレットを 3,000 部作成し、市中心部 (1,000 部)、保健所、各村 (2,000 部) に配布し、妊婦に限らず、その家族にも情報が届くよう配慮する。また、保健所スタッフが、超音波検査の有用性と受診手順について積極的に紹介、説明することを促す。

4-2: 保健所が行う妊婦クラブの実施計画を策定する

保健所における妊婦を対象とした保健教育の場である「妊婦クラブ」が定期的に実施されるよう、保健所の医師・看護師とともに実施計画を策定する。「妊婦クラブ」は、テウパセンティ保健所で 5 回、その他 7 ヶ所の保健所で 3 回を予定している。内容は、妊娠・出産・産後の危険兆候、新生児ケア、妊婦健診・産後健診の重要性、妊娠中の食事や栄養などを想定している。テウパセンティ保健所では、過去配属されていた青年海外協力隊員がクラブを実施していたことから、そこで作成された教材等を適宜更新しながら活用する予定である。

4-3: 保健所で妊婦クラブを充実させ、継続的に実施する

4-2 で策定された計画に基づき、妊婦クラブを実施し、妊娠期間中に 5 回以上妊婦健診を受診することや、安全な周産期への理解を深められるよう啓発する。また、妊婦クラブの機会を利用して、超音波検査について積極的に説明し (活動 4-1)、妊娠期間中の超音波検査の受診を促す。さらに、自宅でも妊娠・出産への理解を深められるよう、出産計画や妊娠中の危険兆候を示した教材 (1,000 冊) を作成する他、妊婦健診カードや超音波診断結果レポートを保管できるポーチ (1,000 個) を作成し、クラブに参加した妊婦に配布する。

	裨益人口 直接裨益人口：保健所（全 14 ヶ所）スタッフ 30 人 市役所担当者 5 人、妊婦年間約 1,000 人 間接裨益人口：テウパセンティ市住民約 45,000 人
(6) 期待される成果と成果を測る指標	(ア) 期待される成果 (以下、すべて 3 年計画の 1 年目の成果として設定。) <u>プロジェクト目標：妊産婦を対象とした保健サービスの内容が改善（保健所の設備・体制の改善、行政との連携強化、保健所スタッフの能力向上、妊産婦の行動変容）される</u> 指標 1：病院または分娩施設での出産が 75%（現状 69%）に増加する 指標 2：対象地域の保健所における妊婦健診の平均受診回数が 4.2 回（現状 3.8 回）に増加する 指標 3：危険兆候のある妊産婦が発見され、上位医療機関へ適切にレファールされる <u>成果 1：テウパセンティ保健所の設備および体制が改善される</u> 指標 1-1：保健所の屋根・壁が改修される 指標 1-2：超音波診断装置を用いた妊婦健診が週 2 日以上可能である 指標 1-3：保健所管轄村の保健状況に関するベースラインデータが取得される <u>成果 2：テウパセンティ保健所と市役所の連携が強化される</u> 指標 2-1：保健所スタッフや市役所担当者が保健サービス向上に関する会合を月 1 回実施している 指標 2-2：ベースライン調査結果が保健所、市役所に共有され、保健サービスの向上に活かされている 指標 2-3：保健所と市役所が協力し施設改善計画が作成される 指標 2-4：施設改善計画に基づいた図面・予算が作成される <u>成果 3：テウパセンティ市内保健所スタッフの能力が向上する</u> 指標 3-1：研修後のテストの平均正答率が 70%以上である 指標 3-2：保健所スタッフが妊婦健診時、妊婦の相談に適切に対応できる <u>成果 4：安全な周産期に関する妊産婦の理解が深まる</u> 指標 4-1：妊婦健診を受ける妊婦の 80%が妊娠中 1 回以上超音波検査を受診する 指標 4-2：妊産婦の周産期保健に関する知識が向上する
(7) 持続発展性	本事業は下記のとおり 3 年計画の事業の 1 年目に位置付けられる。事業対象市で提供できる母子保健サービスを、段階を追って向上させることで、自分たちで継続できるサービスを定着させ、持続的に母子保健の改善に寄与することを目指している。 1 年目：・保健所の屋根・壁の改修工事による、保健所施設・設備の改善 ・2 年目の施設改善計画の策定と図面・予算作成 ・保健所スタッフへの研修によるスタッフ能力の強化、サービスの向上 ・妊婦への働きかけによる、安全な周産期に対する理解の促進 2 年目：・施設計画に基づく、施設（分娩施設または女性クリニック）建設 ・新施設活用に対応するためのスタッフ研修 ・新施設の活用と母子保健を推進する保健ボランティアの育成

	3 年目：・自立発展性確保および新施設サービス向上 ・保健ボランティアによる活動推進 ・関係各所との連携体制の確立 保健所の施設の改善については、本事業で屋根・壁の改修を行った後、壁のペンキ塗装を保健所および市役所が資材費と人件費を負担して行うことによりオーナーシップを高め、施設の良い維持管理につなげる。投入する超音波診断装置については、検査費用を 1 回 5 ドル程度徴収して⁷保健所が適切に管理し、プローブ用のジェル、ジェルをふき取る紙・布などの消耗品の購入や、機器が故障した際のメンテナンス費用に充当することを確認している。 また、保健所スタッフの能力強化については、2 年目以降もフォローアップ研修を実施することで、母子保健に関する知識の定着を図り、事業終了後も身に着けた知識と技術が継続されるよう配慮する。
--	--

⁷ 経済的に極めて困窮していると認める妊婦に対しては、保健所が徴収料の減額または免除を行う。